道路行政の簡単解説

国土交通省道路局

Ⅰ. 道路の役割

1. 道路の基本的な役割

Ⅱ. 道路の種類

1. 道路とは
2. 道路別延長及び物流等のシェア
3. 高規格幹線道路の体系
4. 高規格幹線道路等の整備状況
5. 有料道路とは
6. 道路整備事業に係る国の負担・補助

Ⅲ. 道路をつくる

1. 道路事業の流れ
2. 道路計画
3. 環境影響評価の手続き
4. 道路事業の事業評価
5. B／C（費用便益比）の計算方法の概要
6. 道路事業の３便益について
7. 事業の執行

Ⅳ. 道路をまもる

1. 道路の管理や安全性の向上

Ⅰ.道路の役割

1.道路の基本的な役割

国土交通省

人・地域をつなぐ ～ネットワークの機能～

道路は人や地域を相互につなぎ、日常生活や観光等の人の移動と生活物資や農林水産品、工業製品等のモノの輸送を支えます。

広域的な移動を支える道路

日常的な移動を支える道路

地域・まちを創る ～空間の機能～

道路は、地域・まちの骨格をつくり、環境・景観を形成し、日々の暮らしや経済活動等を支える環境を創出します。

賑わいの場としての道路

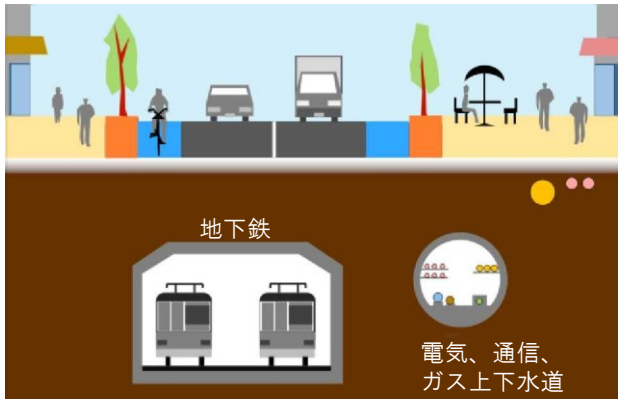

ライフラインの収容場所としての道路

Ⅱ.道路の種類

1.道路とは

（1）道路法上の道路

道路法

第二条 この法律において「道路」とは、
一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいう。

第三条 道路の種類
①高速自動車国道
②一般国道
③都道府県道
④市町村道

（参考）

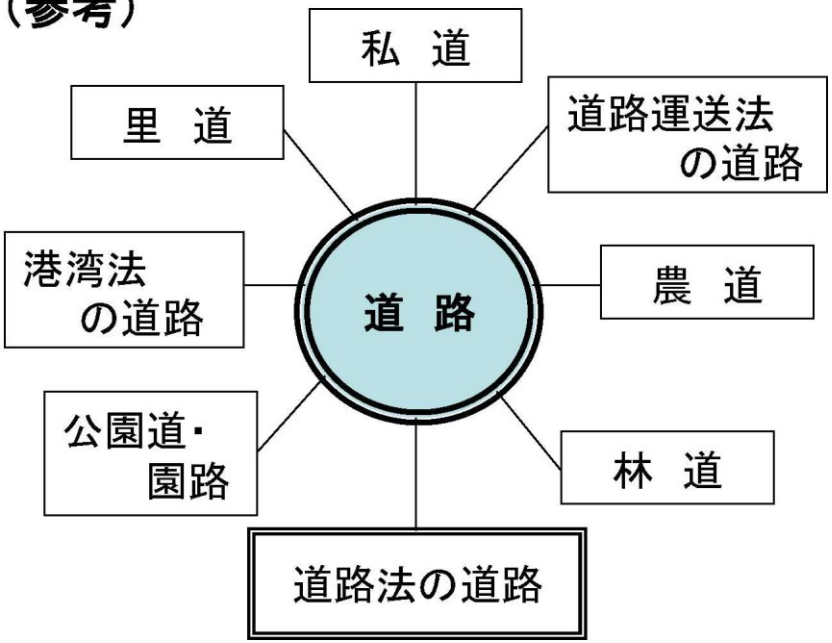

名神高速 一宮IC

【一般国道イメージ】

一般国道20号

国土交通省

（2）道路法で定める道路

道路の種類		定　義	道路管理者	費用負担
高速自動車国道		全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路その他国の利害に特に重大な関係を有する道路 【高速自動車国道法第4条】	国土交通大臣	高速道路会社 （国、都道府県（政令市））
一般国道	直轄国道 （指定区間）	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第5条】	国土交通大臣	国 都道府県（政令市）
	補助国道 （指定区間外）		都府県（政令市）	国 都府県（政令市）
都道府県道		地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第7条】	都道府県（政令市）	都道府県（政令市）
市町村道		市町村の区域内に存する道路 【道路法第8条】	市町村	市町村

※高速道路機構及び高速道路株式会社が事業主体となる高速自動車国道については、料金収入により建設・管理等がなされる
※高速自動車国道の（　）書きについては新直轄方式により整備する区間
※補助国道、都道府県道、主要地方道及び市町村道について、国は必要がある場合に道路管理者に補助することができる

2.道路別 延長及び物流等のシェア

国土交通省

【道路の構成】

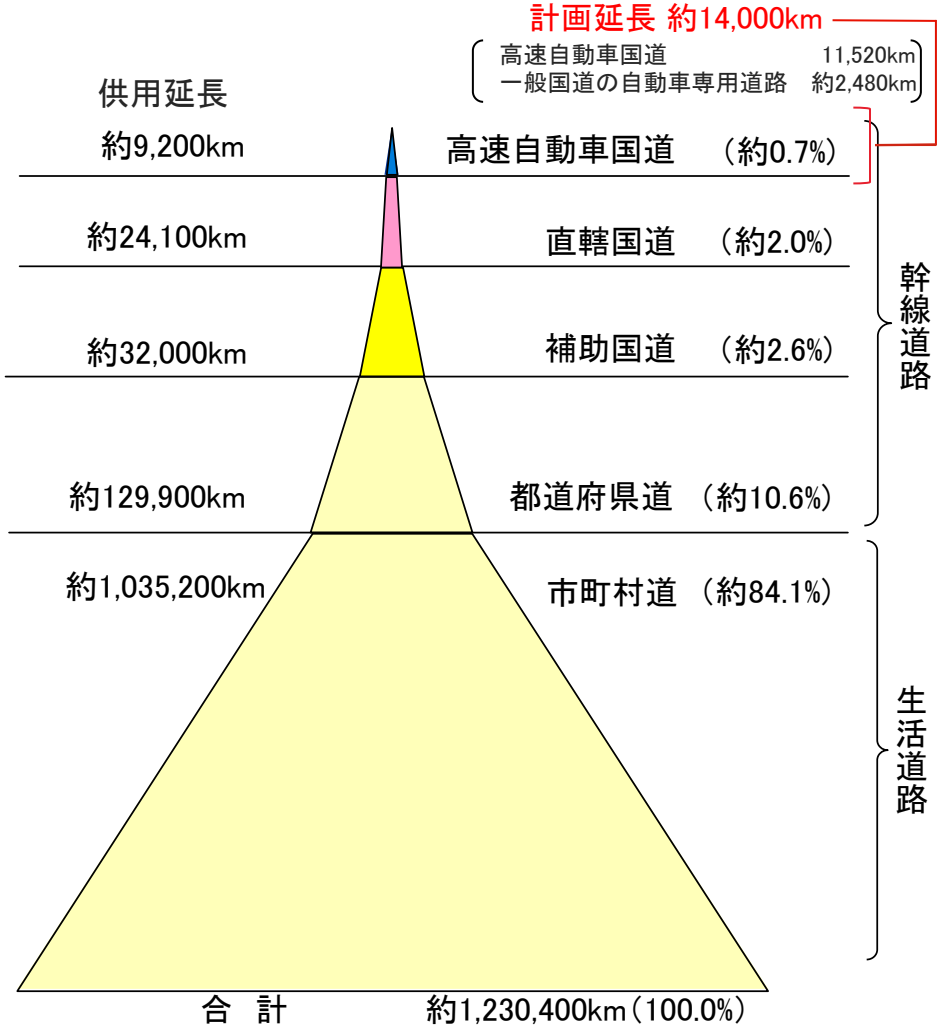

【道路別 延長及び物流等のシェア】

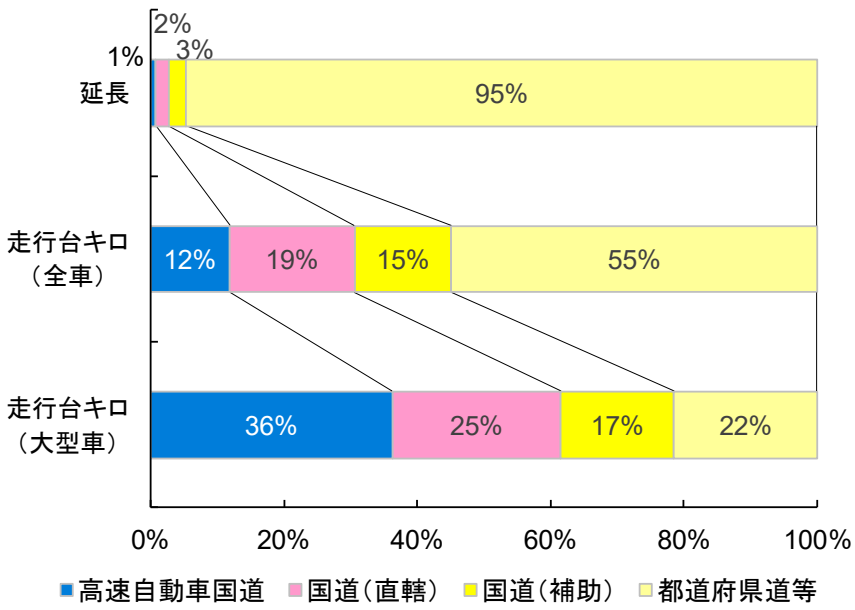

※高速自動車国道については、令和6年4月1日時点。その他は令和4年3月31日時点。

※走行台キロは、「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」「自動車燃料消費量調査（令和3年度分）」による。

3.高規格幹線道路の体系

国土交通省

【体系】

高規格幹線道路　（全体構想：約１４，０００ｋｍ）

・「四全総」（昭和62年6月30日閣議決定）及び「２１世紀の国土のグランドデザイン」（平成10年3月31日閣議決定）で国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成するものとして構想

高速自動車国道
（全体計画：１１，５２０km）

一般国道自動車専用道路
（全体計画：約２，４８０km）

【計画のｽﾃｯﾌﾟ】

予定路線

↓ 法定（国土開発幹線自動車道建設法）〔11，520km〕

基本計画

↓ 国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て国土交通大臣が決定〔10，623km〕

整備計画

↓ 国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て国土交通大臣が決定〔9，428km〕

- 新直轄方式区間〔834km〕
- 有料道路方式区間〔8，594km〕

国土交通大臣による決定

↓ 全体計画〔約2，480km〕

基本計画

↓ 社会資本整備審議会（道路分科会）の議を経て国土交通大臣が決定（H21.3より）

整備計画

↓ 社会資本整備審議会（道路分科会）の議を経て国土交通大臣が決定（H21.3より）

主に直轄事業として整備

4.高規格幹線道路等の整備状況

国土交通省

	計画延長	開通済延長	整備率
高規格幹線道路	約14,000km	12,263km	88%

令和6年4月1日現在

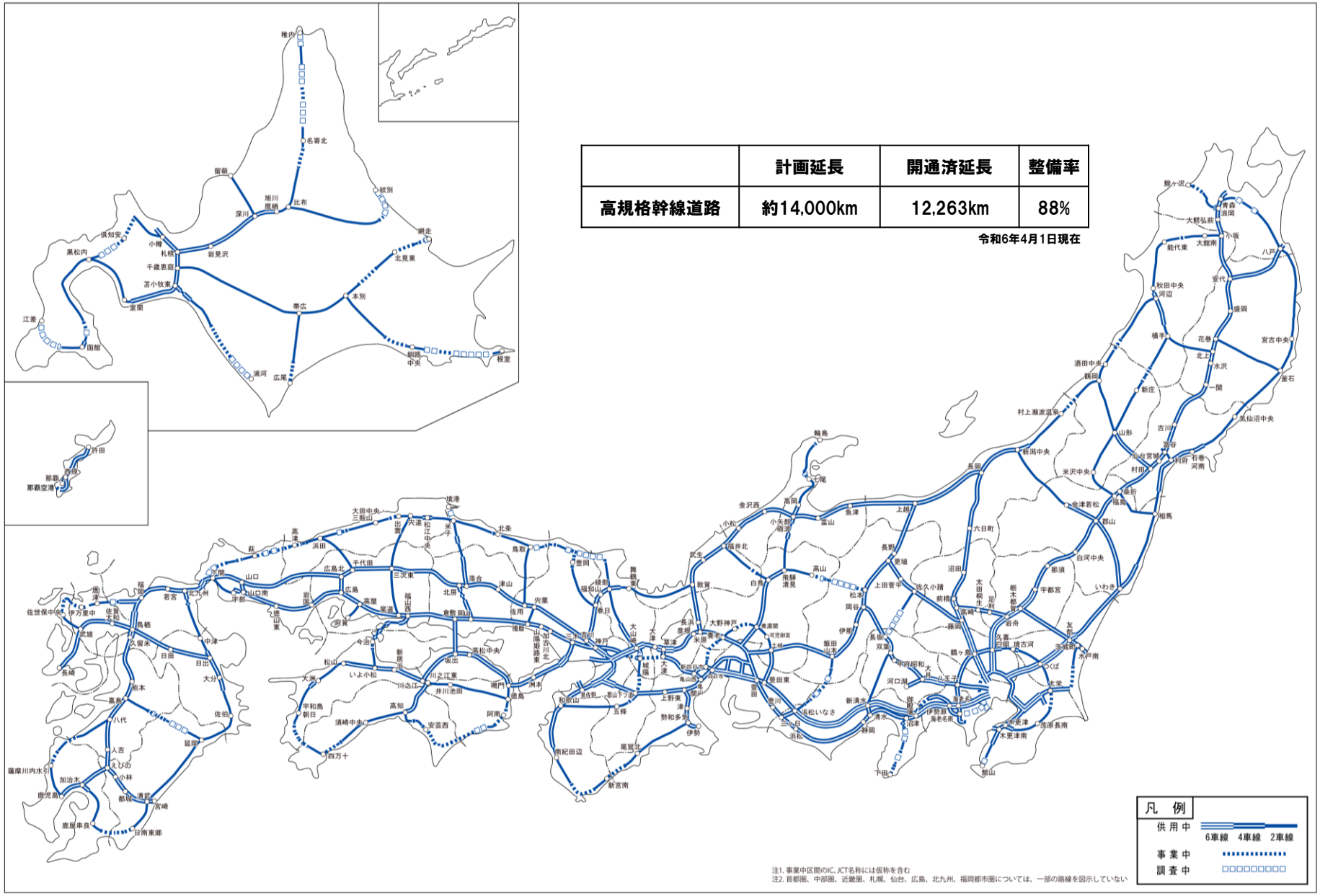

注1. 事業中区間のIC、JCT名称には仮称を含む
注2. 首都圏、中部圏、近畿圏、札幌、仙台、広島、北九州、福岡都市圏については、一部の路線を図示していない

令和6年4月1日時点

国土交通省

○有料道路制度

○財源不足を補う方法として借入金を用い、完成した道路から通行料金を徴収してその返済に充てるという方式

○有料道路とは

【道路法の対象となる有料道路の種類と事業主体】

【事業主体】	【有料道路の種類】
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	高速自動車国道
	一般有料道路 （一般国道、都道府県道、指定市道）
首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 指定都市高速道路公社 （名古屋、福岡・北九州、広島）	都市高速道路 （都道府県道、指定市道）
本州四国連絡高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路 （一般国道）
地方道路公社	一般有料道路 （一般国道、都道府県道、市町村道）
地方公共団体	一般有料道路 （都道府県道、市町村道）
	有料橋、有料渡船施設 （都道府県道、市町村道）

注）高速道路株式会社が事業を営む道路は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定及び協定に基づく国土交通大臣の許可を受けた道路のみ。

6.道路整備事業に係る国の負担・補助

国土交通省

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">道路の種類</th><th rowspan="2">道路管理者</th><th rowspan="2">費用負担</th><th colspan="2">国の負担・補助の割合</th></tr>
<tr><th>新設・改築</th><th>維持・修繕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">高速自動車国道</td><td>有料道路方式</td><td rowspan="2">国土交通大臣
【高速自動車国道法§6】</td><td>高速道路会社</td><td colspan="2">会社の借入金で新設・改築・修繕等を行い、料金収入で上記に係る債務及び管理費を賄う
【道路整備特別措置法§3等】</td></tr>
<tr><td>新直轄方式</td><td>国
都道府県
(政令市)</td><td>3／4 負担
【高速自動車国道法§20①】</td><td>10／10 負担
【高速自動車国道法§20①】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般国道</td><td>直轄国道</td><td rowspan="2"><新設又は改築>
国土交通大臣
【道路法§12】
<維持、修繕、その他の管理>
指定区間:
国土交通大臣
その他:
都府県(政令市)
【道路法§13】</td><td>国
都道府県
(政令市)</td><td>2／3 負担
【道路法§50①】</td><td>10／10 負担
【道路法§49】</td></tr>
<tr><td>補助国道</td><td>国
都府県
(政令市)</td><td>1／2 負担
【道路法§50①】</td><td>維持: ー
【道路法§49】
修繕:1／2以内 補助
【道路法§56】</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県道</td><td>都道府県(政令市)
【道路法§15】</td><td>都道府県
(政令市)</td><td>1／2以内 補助
【道路法§56】</td><td>維持: ー
【道路法§49】
修繕:1／2又は1／2～7／10補助
【修繕法§1】</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村道</td><td>市町村
【道路法§16】</td><td>市町村</td><td>1／2以内 補助
【道路法§56】</td><td>維持: ー
【道路法§49】
修繕: 1／2又は1／2～7／10補助
【修繕法§1】</td></tr>
</table>

Ⅲ.道路をつくる

1.道路事業の流れ

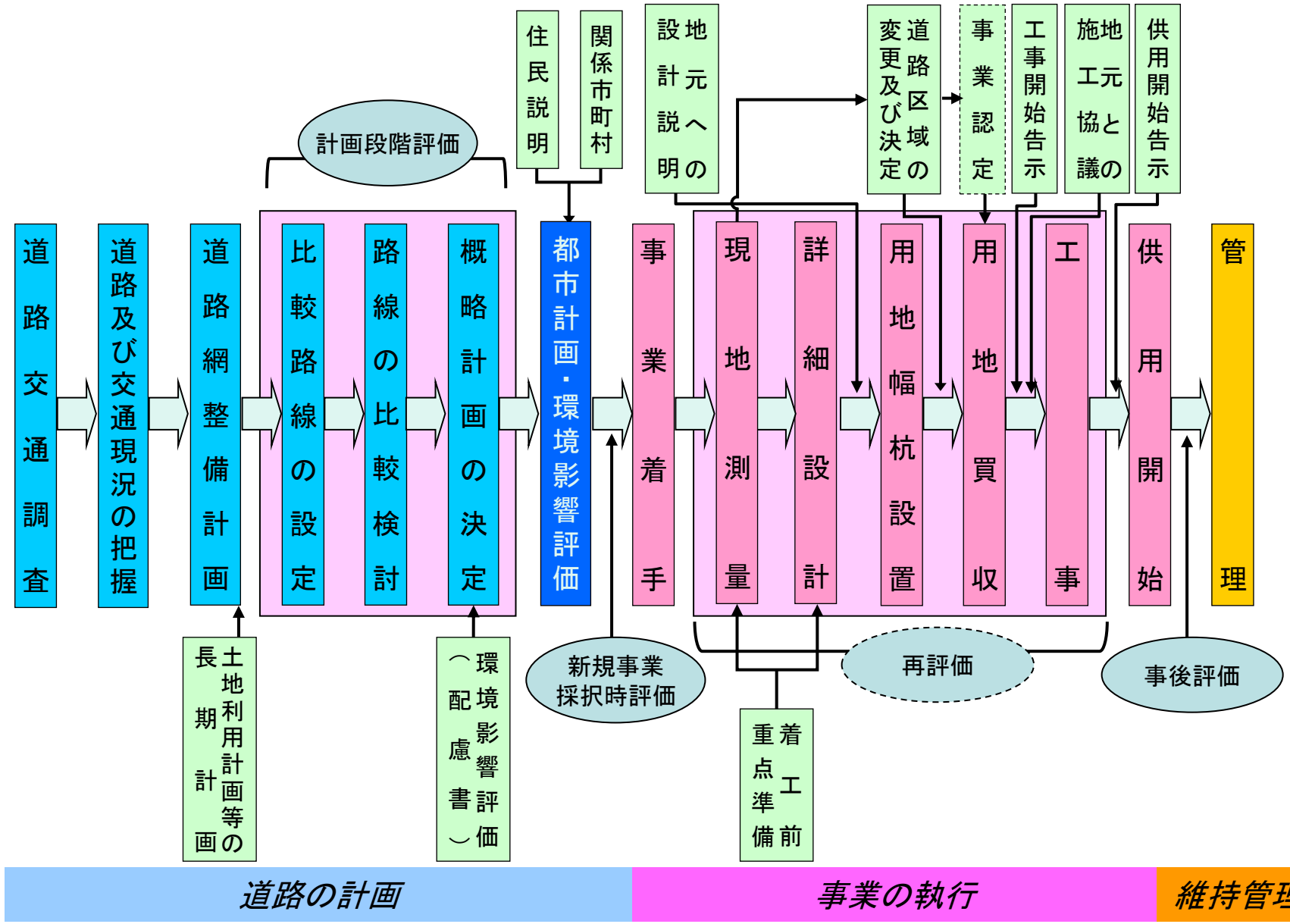
道路交通調査
道路及び交通現況の把握
道路網整備計画
比較路線の設定
路線の比較検討
概略計画の決定
計画段階評価
住民説明
関係市町村
都市計画・環境影響評価
地元への設計説明
事業着手
現地測量
詳細設計
用地幅杭設置
道路区域の変更及び決定
事業認定
用地買収
工事開始告示
地元と施工協議の
工事
供用開始告示
供用開始
管理
土地利用計画等の長期計画
環境影響評価（配慮書）
新規事業採択時評価
着工前重点準備
再評価
事後評価
道路の計画
事業の執行
維持管理

2.道路計画

国土交通省

道路交通調査

自動車、二輪車、歩行者を対象に、以下の目的で実施。
①道路を利用している交通量
②利用交通の出発地と目的地
③道路施設の整備状況の把握

道路及び交通現況の把握

現道の状況、交通量、交通事故などの資料を収集し整理解析する。

道路網整備計画

道路の種類を定め、これに基づいて道路の基本構造（車線数、標準断面など）を計画する。

①

比較路線の設定

道路網計画に応じた路線を複数設定する

路線の比較検討

路線の性格に合うか、構造上無理はないか、コントロールポイント※を考慮できているか、経済性に配慮されているかなどの評価項目を用いて路線の比較評価を行い、最適な路線を選定する。

②

概略計画の決定

＊ここでの概略計画の決定とは、最適路線の選定をいう。

①

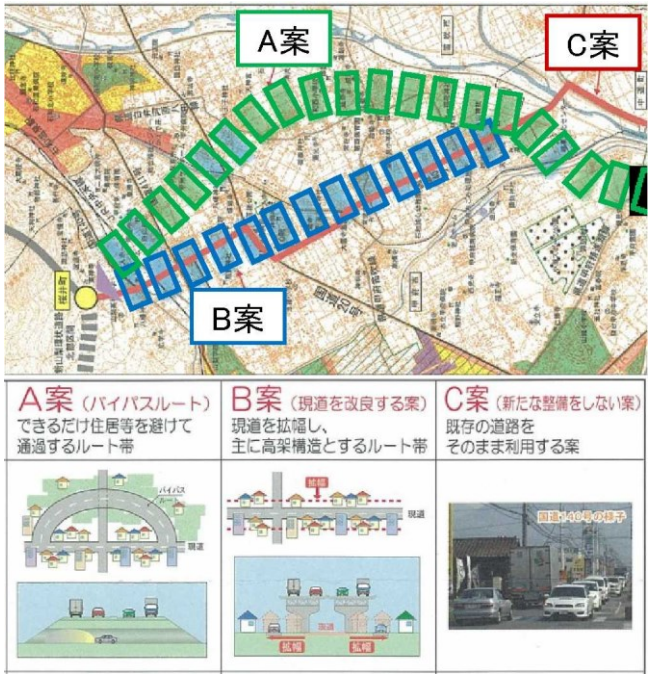

＊既存の道路を活用する案も比較の対象とする。

比較検討

②

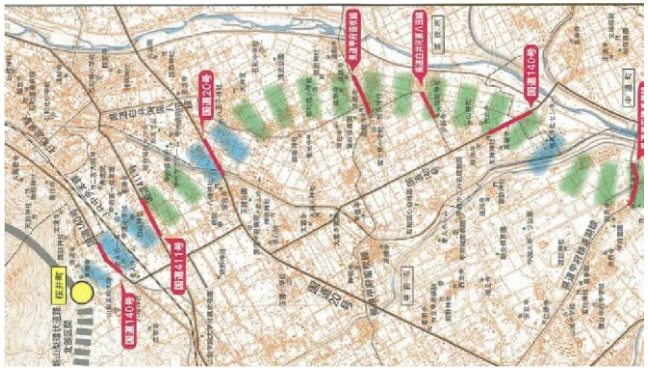

※コントロールポイント：神社、仏閣などの社会的条件や地滑り地帯などの社会的条件によって避けなければならないポイント

3.環境影響評価の手続き

国土交通省

環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業の内容を決めるに当たって、それが**環境にどのような影響を及ぼすか**につい、**事業者自らが調査・予測・評価**を行い、その結果を**公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、**よりよい事業計画を作り上げていこうという制度

【対象事業一覧（道路）】

○**第一種事業**は、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業。**環境影響評価が必須のもの**。

○**第二種事業**は、第一種事業に準ずる規模の事業で、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの**判定を行う必要があるもの。**

	第一種事業	第二種事業
高速自動車国道	すべて	―――
首都高速道路等	4車線以上はすべて	―――
一般国道	4車線 10km以上	7.5km以上 10km未満

（第二種事業の配慮書手続は任意で実施）

【環境影響評価（環境アセスメント）のフロー】

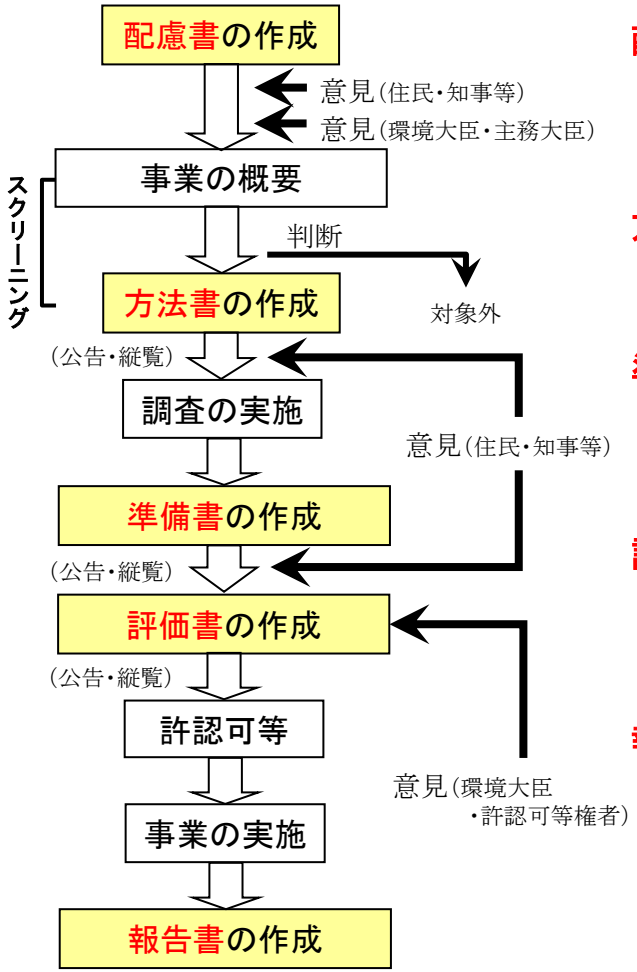

配慮書・・・事業の位置・規模等の検討段階において環境の保全のために配慮すべき事項の検討結果をまとめた図書

方法書・・・環境影響評価の項目や調査・予測・評価の手法等の内容を示した図書

準備書・・・環境影響の調査・予測・評価及び環境保全措置の検討等をまとめた、住民、知事等へ意見を聴くための準備図書

評価書・・・準備書の内容に加え、準備書への住民、知事等の意見に対する事業者の見解を示し、必要な修正を行った図書

報告書・・・事業の実施に当たって講じた環境の保全のための措置についてまとめた図書

※**スクリーニング**（第二種事業のみが対象）
環境アセスメントの**対象事業とするか否か**を振り分ける手続き。

4.道路事業の事業評価

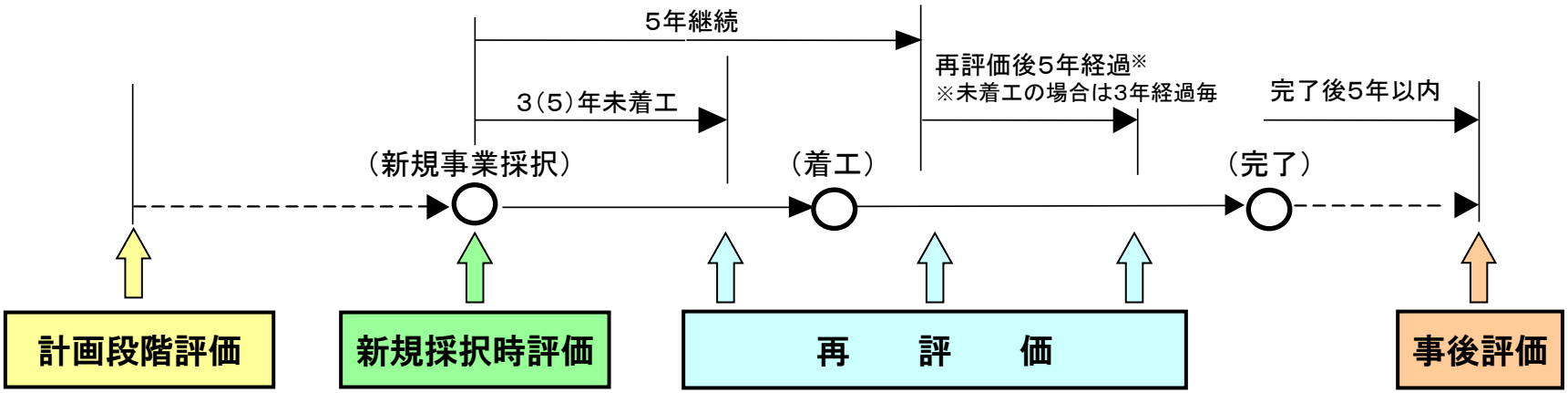

①計画段階評価

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確にした上で、複数の案の比較・評価を行うもの。平成24年度から導入。※国土交通省独自の取組みとして、直轄事業等において実施。

②新規事業採択時評価

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。平成10年度から導入。

③再評価

事業採択時から3(5)年経過して未着工の事業、5年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。

④事後評価

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

※独立行政法人等が行う補助事業、地方公共団体等が行う補助事業等については( )の年数

5.B/C（費用便益比）の計算方法の概要

国土交通省

便益（B）の算定

交通流の推計
- ○交通量
- ○走行速度　等

↓ 人・車の時間価値等により金銭価値化

総便益

- ○走行時間短縮便益
- ○走行経費減少便益
- ○交通事故減少便益

（各便益について供用開始後50年間の便益を合計）

費用（C）の算定

総費用

- ○道路整備に要する事業費
- ○道路維持管理に要する費用

（供用開始後50年間の費用）

○社会的割引率（4%）
○物価変動の除去（デフレータ）

B/Cの算出

6.道路事業の3便益について

国土交通省

走行時間短縮便益

◆走行時間短縮便益 ＝ 車両1台当たりの 時間価値 × 短縮時間 × 交通量

走行経費減少便益

◆走行経費減少便益 ＝ 道路整備による走行経費の減少 × 走行距離 × 交通量

交通事故減少便益

◆交通事故減少便益 ＝ 道路整備による人身事故件数の減少 × 人身事故一件当たり平均損失額

（人的損失額、物的損失額、渋滞損失額）

7.事業の執行

国土交通省

	都市計画決定	
	事業計画説明	測量・調査のため、関係者に説明
①	測量・調査	測量や地質などの調査を行う中心線測量の際には、中心杭(赤色)を現地に設置
①	詳細設計	現地のデータに基づいて設計(S=1/1,000)
	設計・用地説明	設計図を基に関係者に具体的な説明を行う。あわせて用地補償に関する考え方の説明
②	用地幅杭設置	道路に必要な範囲を用地幅杭(黄色)で現地に示す
②	用地測量・調査	土地や建物の調査(土地の境界を確かめるため立会をお願いしている)
②	協議(用地交渉)	関係者と用地補償の協議
②		契約を結び補償金を支払い

①

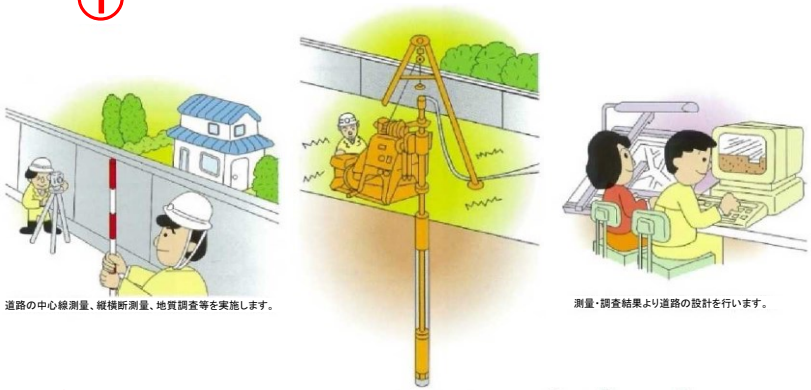

道路の中心線測量、縦横断測量、地質調査等を実施します。

測量・調査結果より道路の設計を行います。

②

用地説明を実施後、用地測量・調査を行います。

補償金額を算定し、協議します。

【用地幅杭の設置】

①平面構造の場合

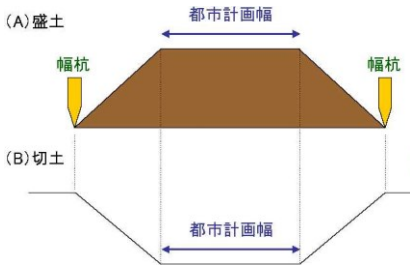

②高架構造の場合

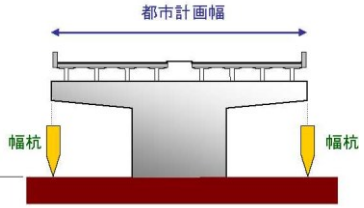

7.事業の執行

国土交通省

工事計画説明

関係者に工事の実施方法、工事期間中の安全対策などの説明を行う。

※ 必要に応じて、埋蔵文化財の調査を行う

工　　事

完成／供用開始

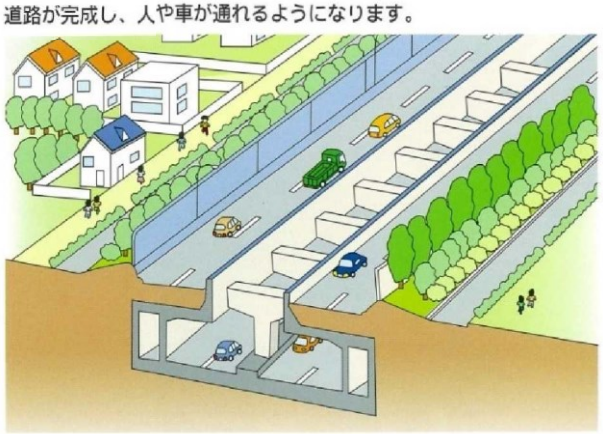

維持管理

Ⅳ.道路をまもる

8.道路の管理や安全性の向上

国土交通省

日常管理

巡回

除雪

防災対策

耐震補強

法面・斜面の防災対策

老朽化対策

橋梁点検

トンネル補修

交通安全対策

ハンプの設置

防護柵の設置